

広島県告示第九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市木原二丁目、同市木原三丁目、同市木原五丁目及び同市木原六丁目地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
福地東（二八〇八）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地東（二八〇八一）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地東（二八〇八―二）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地東（二八〇八一―三）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八一―三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地東（二八〇八一―四）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇八一―四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地東（二八〇五―五）	急傾斜地の崩壊	福地東（二八〇五―五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地西（二八〇九）	急傾斜地の崩壊	福地西（二八〇九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
福地西（二八〇九―一）	急傾斜地の崩壊	福地西（二八〇九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
赤石東（二八一）	急傾斜地の崩壊	赤石東（二八一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
赤石北（二八一―二）	急傾斜地の崩壊	赤石北（二八一―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

赤石西（五二四九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	赤石西（五二四九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
県立果樹園試験場北（六四三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	県立果樹園試験場北（六四三三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内島西（一九六九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	内島西（一九六九―一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	内島神社上（一九七三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木原小西（一〇五二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	木原小西（一〇五二九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
赤石川（三〇七）	土石流	次の図のとおり	赤石川（三〇七）	土石流	次の図のとおり
赤石川支川（三〇八）	土石流	次の図のとおり	赤石川支川（三〇八）	土石流	次の図のとおり
西柳川（一一三三）	土石流	次の図のとおり	西柳川（一一三三）	土石流	次の図のとおり
柳川（三〇九）	土石流	次の図のとおり	柳川（三〇九）	土石流	次の図のとおり
内島川支川（三一〇―一）	土石流	次の図のとおり	内島川支川（三一〇―一）	土石流	次の図のとおり
内島川支川（三一〇―二）	土石流	次の図のとおり	内島川支川（三一〇―二）	土石流	次の図のとおり
内島川支川（三一〇―三）	土石流	次の図のとおり	内島川支川（三一〇―三）	土石流	次の図のとおり
内島川支川（三一〇―一）	土石流	次の図のとおり	内島川支川（三一〇―一）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。